

# 長野工業高等専門学校学則

## 第1章 目的

(目的)

第1条 長野工業高等専門学校（以下「本校」という。）は、教育基本法の精神にのっとり、及び学校教育法に基づき、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

2 前項の目的を達成するため、本校の教育理念、教育・運営方針、目標とする人材像並びに学科及び専攻科の専攻における教育上の目的を別に定め、公表するものとする。

## 第2章 修業年限，学年，学期，休業日及び授業終始の時刻

(修業年限)

第2条 修業年限は、5年とする。

(学年)

第3条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第4条 学年を分けて、前期と後期の2学期とする。

2 前項に規定する学期の終始については、校長がその都度定める。

(休業日)

第5条 休業日は、次のとおりとする。ただし、特別の必要があるときは、校長は、これらの休業日を授業日に振り替えることができる。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- 二 土曜日及び日曜日
- 三 春季休業
- 四 夏季休業
- 五 冬季休業

2 前項第3号から第5号に規定する休業日及び臨時の休業日は、校長がその都度定める。

(授業終始の時刻)

第6条 授業終始の時刻は、校長が別に定める。

### 第3章 学科，入学定員及び職員組織

(学科及び入学定員)

第7条 学科及び入学定員は，次のとおりとする。

学科	入学定員
工学科	200人

2 前項に規定する学科に，第2学年から次の系を設ける。

- 一 情報エレクトロニクス系
- 二 機械ロボティクス系
- 三 都市デザイン系

3 前項の系の選択，決定方法等については，別に定める。

(職員)

第8条 本校に，校長，教授，准教授，講師，助教，助手，事務職員及び技術職員を置く。

2 職員の職務は，学校教育法その他法令の定めるところによる。

(主事)

第9条 本校に，教務主事，学生主事及び寮務主事を置く。

2 教務主事は，校長の命を受け，教育計画の立案その他教務に関することを掌理する。

3 学生主事は，校長の命を受け，学生の支援に関すること（寮務主事の所掌に属するものを除く。）を掌理する。

4 寮務主事は，校長の命を受け，学生寮における学生の支援に関することを掌理する。

(副校長)

第9条の2 本校に，副校長を置く。

(事務部)

第10条 本校に，庶務，会計及び学生の支援に関する事務を処理するため，事務部を置く。

(内部組織)

第11条 前3条に規定するもののほか，本校の内部組織は，別に定めるところによる。

### 第4章 教育課程等

(授業期間)

第12条 1年間の授業を行う期間は、達成度試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(教育課程)

第13条 本校の教育課程は、授業科目及び特別活動によって編成する。

2 授業科目は、一般科目及び専門科目とし、全課程の修了の認定に必要な単位数は、167単位以上（そのうち、一般科目については75単位以上、専門科目については82単位以上とする。）とする。

3 授業科目並びにその単位数及び履修単位数は、一般科目については別表第1、専門科目については別表第2のとおりとする。

4 特別活動は、第1学年から第3学年まで、各学年30単位時間実施する。

(単位の計算方法)

第13条の2 各授業科目の単位数は、履修単位及び学修単位の区分により計算するものとする。

2 履修単位については、30単位時間（1単位時間は標準50分とする。）の履修を1単位として計算するものとする。

3 学修単位については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により単位数を計算することができる。

一 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

二 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で本校が定める時間の授業をもって1単位とする。

4 前項の規定により計算することのできる授業科目の単位数の合計数は、60単位を超えないものとする。

5 第2項及び第3項の規定にかかわらず、卒業研究については、これの学修の成果を評価しての修得を認定することが適切と認められる場合には、これに必要な学修を考慮して、単位数を定めることができる。

(他の高等専門学校における授業科目の履修)

第13条の3 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が他の高等専門学校において履修した授業科目について修得した単位を、60単位を超えない範囲で本校における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

(高等専門学校以外の教育施設等における学修等)

第13条の4 校長は、教育上有益と認めるときは、学生が行う大学における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本校における授業科目の履修とみなすことができる。

し、単位の修得を認定することができる。

2 前項により認定することができる単位数は、前条により本校において修得したものとみなす単位数と合わせて60単位を超えないものとする。

第13条の5 第13条の2第2項、第13条の3及び前条第1項に規定する単位の認定に関し必要な事項は別に定める。

(学年の課程の修了又は卒業の認定)

第14条 各学年の課程の修了又は卒業を認めるにあたっては、達成度試験の成績及び学生の平素の成績を評価して行うものとする。

2 学年の課程の修了及び卒業の認定等に関し必要な事項は、別に定める。

(再履修)

第15条 前条の認定の結果、原学年にとどめられた者は、原則として第13条に規定する当該学年に係る授業科目を再履修するものとする。

## 第5章 入学，休学，退学，転入学及び留学

(入学資格)

第16条 入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- 一 中学校又はこれに準ずる学校を卒業した者
- 二 中等教育学校の前期課程を修了した者
- 三 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
- 四 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- 五 文部科学大臣の指定した者
- 六 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則（昭和41年文部省令第36号）により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 七 その他本校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第17条 校長は、入学志願者について、学力検査の成績、出身学校の長から送付された調査書その他必要な書類等を資料として入学者の選抜を行う。

2 校長は、前項によるほか入学定員の一部について、出身中学校の長の推薦に基づき学力検査を免除し、中学校の長から送付された調査書その他必要な書類、適性検査及び面接を主な資料として、入学者の選抜を行うことができる。

3 校長は、前2項の選抜の結果に基づき、第29条に規定する入学料を納付した者に対して入学を許可する。ただし、入学料免除の申請書を受理された者にあつては、入学を許可するものとする。

(編入学)

第 18 条 校長は、第 1 学年の途中又は第 2 学年以上に入学を希望する者がいるときは、その者が相当年齢に達し、当該学年に在学する者と同等以上の学力があると認められた場合に限り、前条の規定に準じて相当学年に入学を許可することがある。

(転入学)

第 18 条の 2 校長は、他の高等専門学校から転入学を希望する者がいるときは、教育上支障がない場合に限り、転入学を許可することがある。

(誓約書等の提出)

第 19 条 入学を許可された者は、所定の期日までに保護者等と連署した誓約書及び校長が定めた書類を提出しなければならない。

(転系)

第 20 条 転系を希望する者がいるときは、校長は、学年の初めにおいて、選考の上第 3 学年までに限り、転系を許可することがある。

(休学)

第 21 条 学生は疾病、その他やむを得ない理由により、3 か月以上継続して修学することができないときは、校長の許可を受けて、休学することができる。

(休学期間)

第 22 条 休学の期間は 1 年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は 2 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学期間は通算して 3 年を超えることができない。

(復学)

第 23 条 休学した者は、休学の理由がなくなったときは、校長の許可を受けて、復学することができる。

(疾病による出席停止)

第 24 条 学生に伝染病その他の疾病があるときは、校長は、出席停止を命ずることがある。

(退学及び再入学)

第 25 条 学生は、疾病その他やむを得ない理由により退学しようとするときは、校長の許可を受けて退学することができる。

2 前項の規定により退学した者で再入学を希望する者がいるときは、校長は、

選考の上相当学年に入学を許可することがある。

(他の学校への入学等)

第 26 条 他 の 学 校 に 入 学 ， 転 学 又 は 編 入 学 を 志 望 し よ う と す る 者 は ， 校 長 の 許 可 を 受 け な け れ ば な ら ない。

(留学)

第 26 条 の 2 校 長 は ， 教 育 上 有 益 と 認 め る と き は ， 学 生 が 外 国 の 高 等 学 校 又 は 大 学 に 留 学 す る こ と を 許 可 す る こ と が で き る 。

2 校 長 は ， 前 項 の 規 定 に よ り 留 学 す る こ と を 許 可 さ れ た 学 生 に つ い て ， 外 国 の 高 等 学 校 又 は 大 学 に お け る 履 修 を 本 校 に お け る 履 修 と み な し ， 30 単 位 を 超 え な い 範 囲 で 単 位 の 修 得 を 認 定 す る こ と が で き る 。

3 校 長 は ， 前 項 の 規 定 に よ り 単 位 の 修 得 を 認 定 さ れ た 学 生 に つ い て ， 学 年 の 途 中 に お い て も ， 各 学 年 の 課 程 の 修 了 又 は 卒 業 を 認 め る こ と が で き る 。

4 前 3 項 に 関 し ， 必 要 な 事 項 は 別 に 定 め る 。

## 第 6 章 卒 業 証 書 及 び 称 号

(卒業証書)

第 27 条 全 学 年 の 課 程 を 修 了 し た 者 に は ， 校 長 は ， 所 定 の 卒 業 証 書 を 授 与 す る 。

(称号)

第 27 条 の 2 本 校 を 卒 業 し た 者 は ， 準 学 士 と 称 す る こ と が で き る 。

## 第 7 章 検 定 料 ， 入 学 料 ， 授 業 料 及 び 寄 宿 料

(検定料)

第 28 条 入 学 を 志 望 す る 者 は ， 願 書 提 出 と 同 時 に ， 独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 に お け る 授 業 料 そ の 他 の 費 用 に 関 す る 規 則 ( 平 成 1 6 年 度 4 月 1 日 独 立 行 政 法 人 国 立 高 等 専 門 学 校 機 構 規 則 第 3 5 号 。 以 下 「 機 構 規 則 」 と い う 。 ) に 定 め る 検 定 料 を 納 付 し な け れ ば な ら ない 。

(入学料)

第 29 条 入 学 料 の 額 は 機 構 規 則 に 定 め る 額 と す る 。

2 入 学 し よ う と す る 者 は ， 入 学 料 を 入 学 の た め の 所 要 の 手 続 き を 行 う と き に 納 付 し な け れ ば な ら ない 。

(授業料)

第 30 条 学生は、機構規則に定める授業料を前期及び後期の 2 期に区分して納付するものとし、それぞれの期において納付する額は年額の 2 分の 1 に相当する額とする。

2 前項の授業料は、前期にあつては 4 月に、後期にあつては 10 月に納付するものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、前期の授業料を納付するときに、後期に係る授業料を併せて納付することができる。

4 入学年度の前期又は前期及び後期に係る授業料については、第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、入学を許可されたときに納付することができる。

(学年の途中で入学した者の授業料)

第 30 条の 2 学年の中途において入学した者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に入学の日の属する月から次の納付時期前までの月数を乗じて得た額とし、入学の日の属する月に納付するものとする。

(復学等の場合における授業料)

第 30 条の 3 前期又は後期の中途において復学、転学、編入学又は再入学（以下「復学等」という。）をした者が前期又は後期において納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に復学等の日の属する月から次の納付の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学等の日の属する月に納付するものとする。

(学年の途中で卒業した者の授業料)

第 30 条の 4 学年の途中で卒業する者が納付する授業料の額は、授業料の年額の 12 分の 1 に相当する額に在学する月数を乗じて得た額とし、当該学年の始めの月に納付するものとする。ただし、卒業する月が後期の納付の時期後であるときは、後期の納付の時期後の在学期間に係る授業料は、後期の納付の時期に納付するものとする。

(学年の途中で退学する者の授業料)

第 30 条の 5 学年の途中で退学する者は、退学する日の属する時期が前期であるときは授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額の授業料を、退学する日の属する時期が後期であるときは授業料の年額に相当する額の授業料をそれぞれ納付するものとする。

(寄宿料)

第 31 条 学生寮に入寮している学生は、入寮した日の属する月から退寮する日の属する月までの間、毎月機構規則に定める寄宿料を納付するものとする。

(検定料等の還付)

第 32 条 既納の検定料，入学料，授業料及び寄宿料は，還付しない。ただし，次の各号の一に該当する場合には，この限りではない。

- 一 第 30 条第 3 項の規定により後期に係る授業料を併せて納入した者が後期に係る授業料徴収時期前に休学又は退学した場合には，申出により当該授業料に相当する額を還付する。
- 二 第 30 条第 4 項の規定により授業料を納入した者が入学しようとする日の前日までに入学を辞退した場合には，申出により当該授業料に相当する額を還付する。
- 三 授業料又は寄宿料を納付した学生が死亡により除籍された場合には，死亡の届出があった日の属する月の翌月以降の授業料又は寄宿料に相当する額を月割計算により還付する。
- 四 入学しようとする者が入学料納付後，入学しようとする日の前日までに死亡した場合には，入学料に相当する額を還付する。
- 五 入学しようとする者が入学料納付後，入学しようとする日の前日までに学資負担者が死亡した場合又は入学者若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合等の特別な事情が生じた場合には，申出により入学料に相当する額を還付することがある。

(入学料等の免除及び徴収猶予)

第 33 条 入学前 1 年以内において，入学する者の学資を主として負担している者が死亡し，又は風水害等の災害を受けた場合その他やむを得ない事由により入学料の納付が著しく困難であると認められる場合には，原則として入学料の全額又は半額を免除し，若しくはその徴収を猶予することがある。

- 2 前項のほか，経済的理由によって納付期限までに納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合には，入学料の徴収を猶予することがある。
- 3 経済的理由により授業料の納付が困難であり，かつ，学業優秀と認められる場合又は休学，死亡その他やむを得ない事情があると認められる場合には，原則として各期分の授業料の全額又は半額を免除し，若しくはその徴収を猶予することがある。
- 4 風水害等の災害を受けたことにより，寄宿料の納付が困難であると認められる場合には，寄宿料の全額を免除することがある。
- 5 前 4 項に関し，必要な事項は別に定める。

## 第 8 章 学生準則，賞罰及び除籍

(学生準則の遵守)

第 34 条 学生は，この学則に定めるもののほか，別に定める学生準則を遵守しなければならない。



(表彰)

第 35 条 学生として表彰に値する行為があるときには、表彰することがある。

(懲戒)

第 36 条 教育上必要があるときは、学生に退学、停学、訓告その他の懲戒を加えることがある。ただし、退学は、次の各号の一に該当する者について行うものとする。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当の理由がなくて出席常でない者
- 四 学校の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

(除籍)

第 37 条 次の各号の一に該当する者は、校長がこれを除籍する。

- 一 長期間にわたり行方不明の者
- 二 第 22 条に規定する休学期間を超えてなお修学できない者
- 三 授業料の納付を怠り、督促してもなお納付しない者
- 四 第 17 条第 3 項に規定する入学料の免除を申請し受理され、免除を不許可とされた者及び半額免除の許可をされた者で、所定の期日までに入学料を納付しない者

## 第 9 章 学生寮

(学生寮)

第 38 条 本校に学生寮を設ける。

2 学生寮の運営その他必要な事項は別に定める。

## 第 10 章 専攻科

(設置)

第 39 条 本校に、専攻科を置く。

(目的)

第 40 条 専攻科は、高等専門学校における教育の基礎の上に、精深な程度において工業に関する高度な専門知識を教授研究し、もって広く産業の発展に寄与する技術者を養成することを目的とする。

(専攻科長)

第 40 条の 2 本校に専攻科長を置く。

(修業年限及び在学年限)

第 41 条 専攻科の修業年限は、2 年とする。ただし、4 年を超えて在学することはできない。

(専攻及び入学定員)

第 42 条 専攻科の専攻及び入学定員は、次のとおりとする。

専攻	入学定員
生産環境システム専攻	12 人
電気情報システム専攻	8 人

(教育課程)

第 43 条 専攻科各専攻の授業科目及び単位数は、一般科目については、別表第 3、専門科目については、別表第 4 のとおりとする。豊橋技術科学大学と実施する先端融合テクノロジー連携教育プログラム（以下「連携教育プログラム」という。）を履修する者の一般科目については、別表第 5、専門科目については、別表第 6 のとおりとする。

2 履修方法については、別に定める。

(入学資格)

第 44 条 専攻科に入学できる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- 一 高等専門学校を卒業した者
- 二 短期大学を卒業した者
- 三 専修学校の専門課程を修了した者のうち学校教育法第 132 条の規定により大学に編入学できる者
- 四 外国において学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 五 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了した者
- 六 我が国において、外国の短期大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 14 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- 七 その他専攻科において、高等専門学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学者の選抜及び入学の許可)

第 45 条 校長は、専攻科の入学志願者については、別に定めるところにより選考の上、入学を許可する。

(休学の期間)

第 46 条 専攻科の学生の休学期間は、1 年以内とする。ただし、特別の事由がある場合は、1 年を限度として休学期間の延長を認めることができる。

2 休学の期間は、通算して 2 年を超えることができない。

3 休学の期間は、第 41 条に規定する修業年限及び在学期間には算入しない。

(修了)

第 47 条 専攻科に 2 年以上在学し、所定の授業科目を履修し、62 単位以上を修得した者については、修了を認定する。

2 前項の修了の認定は、第 3 条に規定する学年の途中においても、学期の区分に従い行うことができる。

3 連携教育プログラムを履修する者の修了認定については、別に定める。

4 校長は、修了を認定した者に対し、所定の修了証書を授与する。

(準用規定)

第 48 条 第 3 条から第 6 条まで、第 12 条、第 13 条の 4、第 19 条、第 21 条、第 23 条から第 25 条まで、第 26 条の 2 第 1 項及び第 4 項、第 28 条から第 37 条までの規定は、専攻科に準用する。この場合において、第 13 条の 4 第 2 項中「30 単位」とあるのは、連携教育プログラムを履修する者を除き「16 単位」と、第 26 条の 2 第 1 項中「外国の高等学校又は大学」とあるのは「外国の大学」と、第 37 条第 2 号中「第 22 条」とあるのは「第 46 条」と、それぞれ読み替えるものとする。

第 49 条 本章に定めるもののほか、専攻科に関する必要な事項は、別に定める。

## 第 11 章 研究生、科目等履修生及び特別聴講学生

(研究生)

第 50 条 本校において、特定の専門事項に関して研究することを志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ研究生として入学を許可することがある。

(科目等履修生及び特別聴講学生)

第 51 条 本校において開設する授業科目のうち、1 又は複数の授業科目の履修を志願する者があるときは、教育研究に支障がない場合に限り、選考のうえ科目等履修生として、入学を許可することがある。

2 学校間相互単位互換協定に基づいて、本校において開設する授業科目のうち、特定の科目について履修を志願する者があるときは、教育研究に支障のな

い限り，選考のうえ特別聴講学生として入学を許可することがある。

3 科目等履修生及び特別聴講学生が履修した授業科目については，単位の修得を認定することができる。

第52条 研究生，科目等履修生及び特別聴講学生について必要な事項は，別に定める。

## 第12章 外国人留学生

(外国人留学生)

第53条 外国人で，高等専門学校において教育を受ける目的をもって入国し，本校に入学を志願する者があるときは選考のうえ，外国人留学生として入学を許可することがある。

2 前項に規定するもののほか，外国人留学生に関して特に必要な事項は別に定める。

## 第13章 受託研究，受託試験及び共同研究

(受託研究，受託試験及び共同研究)

第54条 本校は，民間等外部の機関からの依頼により受託研究，受託試験及び共同研究を行うことがある。

2 受託研究，受託試験及び共同研究について必要な事項は，別に定める。

## 第14章 公開講座

(公開講座)

第55条 社会人の教養を高め，文化の向上に資するため，本校に公開講座を開設することがある。

2 公開講座について，必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は，昭和38年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，昭和39年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，昭和41年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 43 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 45 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 46 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、この規則による改正後の学則（以下「新規則」という。）第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新規則第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和 47 年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、新規則第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、前期 4,800 円、後期 9,600 円を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。
- 5 前項の規定が適用される者について、新規則第 30 条の規定を適用する場合においては、昭和 47 年度に限り、同条中「授業料の年額の 12 分の 1」とあるのは、「当該前期又は後期において納付する授業料の額の 6 分の 1」とする。
- 6 昭和 47 年度において入学した者について、新規則第 31 条の規定を適用する場合においては、昭和 47 年度に限り、同条中「授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とする。
- 7 昭和 47 年度において入学を許可される者に係る入学料の額は、新規則第 23 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 8 昭和 47 年度の入学、転学、編入学または再入学に係る検定料の額は、新規則第 27 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 48 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 49 年 4 月 11 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 49 年 12 月 3 日から施行し、昭和 48 年 4 月 12 日から適用する。

#### 附 則

この附則は、昭和 50 年 4 月 1 日から施行する。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、この規則による改正後の学則（以下「新規則」という。）第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の日以後において、転学、編入学又は再入学をした者に係る授業料の額は、新規則第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、当該者の属する年次の在学者に係る額と同額とする。
- 4 昭和 51 年度において入学した者が納付する同年度に係る授業料の額は、新規則第 29 条第 1 項の規定にかかわらず、前期 9,600 円、後期 21,600 円を合わせた額とし、当該前期又は後期の額を前期又は後期において納付するものとする。
- 5 前項の規定が適用される者について、新規則第 30 条の規定を適用する場合には、昭和 51 年度に限り、同条中「授業料の年額の 12 分の 1」とあるのは、「当該前期又は後期において納付する授業料の額の 6 分の 1」とする。
- 6 昭和 51 年度において入学した者について、新規則第 31 条の規定を適用する場合には、昭和 51 年度に限り、同条中「授業料の年額の 2 分の 1 に相当する額」とあるのは、「前期において納付する授業料の額」とする。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 52 年度において、入学を許可される者に係る入学料の額は新規則第 29 条の規定にかかわらず、なお、従前の例による。
- 3 昭和 52 年度の入学、転学、編入学又は再入学に係る検定料の額は新規則第 28 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

- 1 この規則は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に在学する者に係る授業料の額は、新規則第 30 条第 1 項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

#### 附 則

この規則は、昭和 59 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 54 年度の入学，転学，編入学又は再入学に係る検定料の額は新規則第 28 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 58 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 60 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、昭和 61 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 昭和 61 年度の機械工学科第 3 学年以上に係る教育課程については，なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和 62 年 2 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 62 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、昭和 63 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成元年 9 月 18 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 3 年 8 月 16 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 4 年度において第 2 学年以上に在学する者に係る学科，学級数及び入学定員については，第 7 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 平成 3 年度以前の入学生に係る授業科目並びにその単位数及び履修単位数は，この学則による改正後の長野工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 3 及び別表第 4 の定めるところによる。
- 4 平成 3 年度以前の入学生に係る改正前の長野工業高等専門学校学則第 13 条第 4 項の規定により実施済みの特別教育活動は，改正後の学則第 13 条第 4 項の特別活動として取り扱うものとする。

附 則

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 平成 6 年度において第 2 学年以上に在学する者に係る学科，学級数及び入学定員については，第 7 条の規定にかかわらず，なお従前の例による。
- 3 土木工学科の平成 4 年度入学生及び平成 5 年度入学生に係る授業科目並びにその単位数及び履修単位数は，この規則による改正後の長野工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）別表第 3 の定めるところによる。
- 4 平成 3 年度以前の入学生に係る授業科目並びにその単位数及び履修単位数は，改正後の学則別表第 4 及び別表第 5 の定めるところによる。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 電気工学科及び電子制御工学科の平成 4 年度以前の入学生に係る授業科目並びにその単位数及び履修単位数は，この規則による改正後の長野工業高等



専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）別表第4の定めるところによる。

- 3 環境都市工学科の平成7年度以前の入学生に係る授業科目並びにその単位数及び履修単位数は、改正後の学則別表第5の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 機械工学科，電子制御工学科及び土木工学科の平成9年度5年生に係る授業科目及びその単位数は，この規則による改正後の長野工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）別表第3の定めるところによる。
- 3 環境都市工学科の平成9年度3，4年生に係る授業科目及びその単位数は，改正後の学則別表第4の定めるところによる。
- 4 機械工学科の平成9年度4年生に係る授業科目及びその単位数は，改正後の学則別表第5の定めるところによる。
- 5 電子制御工学科の平成9年度2，3，4年生に係る授業科目及びその単位数は，改正後の学則別表第6の定めるところによる。

附 則

この規則は，平成10年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成11年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成12年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成15年2月28日から施行する。

附 則

この規則は，平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は，平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成 17 年 3 月 16 日から施行し、平成 16 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。（第 5 条及び第 43 条第 1 項別表第 4 の改正）

附 則

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。（第 13 条第 3 項別表第 2 の改正）

附 則

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 25 年 5 月 23 日から施行し、平成 25 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 26 年 6 月 19 日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 令和 4 年 3 月 31 日において現に存する機械工学科、電気電子工学科、電子制御工学科、電子情報工学科、環境都市工学科については、改正後の長野工業高等専門学校学則（以下「改正後の学則」という。）第 7 条の規定にかかわらず、当該学科に入学した者が、当該学科に在学しなくなる日までの間、存続するものとする。
- 3 前項の適用者に係る教育課程については、改正後の学則第 13 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 4 令和 3 年度以前の入学者に係る転学科については、改正前の学則第 20 条の規定及び別に定めるところによる。

附 則

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。